

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 26 日

公益財団法人 環境科学技術研究所

理事長 島田 義也 殿

監事



私は、当研究所の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの令和 6 年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 99 条第 1 項（同法第 197 条において準用する第 99 条第 1 項）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 51 条第 2 項の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会等の会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、当研究所の事務所等において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告書及び附属明細書を監査しました。

さらに、独立監査人から、当該年度の監査を行うに当たり特に考慮した監査上の危険、監査計画及び実施した監査手続等の報告を受け、独立監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正に監査を行っていることを確かめました。

以上の方法によって、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告書及び附属明細書は、法令及び定款に従い、当研究所の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する理事会決議及びその体制下の理事の職務の執行は、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当研究所の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

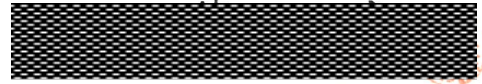
監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 26 日

公益財団法人 環境科学技術研究所

理事長 島田 義也 殿

監事



私は、当研究所の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項（同法第197条において準用する第99条第1項）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第51条第2項の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会等の会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、当研究所の事務所等において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告書及び附属明細書を監査しました。

さらに、独立監査人から、当該年度の監査を行うに当たり特に考慮した監査上の危険、監査計画及び実施した監査手続等の報告を受け、独立監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正に監査を行っていることを確かめました。

以上の方法によって、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告書及び附属明細書は、法令及び定款に従い、当研究所の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する理事会決議及びその体制下の理事の職務の執行は、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当研究所の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上